

業債第1号（例）

2020年1月6日

代 理 店
国 債 代 理 店 御中
国債元利金支払取扱店

日本銀行業務局

「国債元利金課税事務取扱手続」の一部改正に関する件

所得税法施行規則の改正等に伴い、または規程整備の観点から、標記規程（平成27年12月4日付業債第40号別紙1）（一部の事務にかかる規定を除き、日本銀行本支店のみに適用する規程です。）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、ご参考までにお知らせします。

代理店等におかれましては、国債の元利金にかかる課税事務について、本規程の関係箇所を適宜参考にして頂きながら、税法その他の関係法令に従い、自行庫・自社所定の方法により、引き続き適切に行って頂きますようお願いいたします。

以 上

「国債元利金課税事務取扱手続」中一部改正

- 321 **支払調書・支払調書合計表の記載例** 【利子等の支払調書・支払調書合計表】の利子等の支払調書を次のとおり改める（全面改正）。

特例扱 ^①															
令和2年分 利子等の支払調書															
支払を受ける者	住所（居所） 又は所在地	大阪府〇〇市△△町1-1													
	氏名又は 名称	〇〇商事(株)				個人番号又は法人番号									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	
種別	記号・番号 ^②	支払金額又は は分配金額 ^③		通知外国税 相当額 ^④		通知所得税 相当額 ^④		源泉徴収 税額		支払確定又は 支払年月日 ^⑤					
	国債（上場）（利 付国（20年））	千	円	千	円	千	円	千	円	年	月	日			
		1	2	0	0				1	8	3	6	2	9	23
(摘要) ^⑥															
支払者	住所（居所） 又は所在地	東京都中央区日本橋本石町2-1-1													
	氏名又は 名称	日本銀行本店 (電話) 03-3279-1111				個人番号又は法人番号									
		3	0	1	0	0	0	5	0	0	2	5	9	9	
支払の 取扱者 ^⑦	所在地														
	名称	(電話)				法人番号									

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号（12桁）を記載する場合には、右詰で記載します。

- ① 本則扱いにより作成する場合には、記載しない。
- ② 記載を省略してよい。
- ③ 利子額を記載する。
 - 12月分の支払調書には、その年中に支払期日が到来している登録国債の利子のうち未払のもの金額を内書きする。
- ④ 記載を要しない。
- ⑤ 次の年月日を記載する。

- 国債証券の利子の場合には、実際の支払年月日
 - 登録国債の利子の場合には、実際の支払年月日にかかわらず、当該利子の支払期日
- ⑥ 次のとおり記載する。
- 登録国債の利子の場合において、記名者の住所・氏名（名称）等を確認しないまま支払ったときは、「確認未済」と記載する。
 - 支払を受ける者が非居住者または外国法人である場合には、非居住者または外国法人分の旨を記載するほか、租税条約に基づき税率の軽減または免除を受けるときはその旨を記載する（記載例「(非)・軽減」等）。
- ⑦ 記載を要しない。

○ 3 2 1 支払調書・支払調書合計表の記載例 【利子等の支払調書・支払調書合計表】の利子等の支払調書合計表中、「平成 28 年」を「令和 2 年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

○ 3 2 1 支払調書・支払調書合計表の記載例 【株式等の譲渡の対価等の支払調書・支払調書合計表】中、「平成 28 年」を「令和 2 年」に、「28・9・20」を「2・9・23」に改め、「（支払調書提出省略分を含む。）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。